

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇陀市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

宇陀市長

公表日

令和4年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護支給に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請にかかる事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。
③システムの名称	①生活保護システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、 116、120の項 (別表第二における情報公開の根拠) 26の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、 第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、 第59条の3 (情報照会の根拠) ・第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部厚生保護課
②所属長の役職名	厚生保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒633-0292 宇陀市役所 総務部 総務課 住所: 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3 電話: 0745-82-1301 FAX: 0745-82-3900 E-mail: soumu@city.uda.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒633-0292 宇陀市役所 総務部 総務課 住所: 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3 電話: 0745-82-1301 FAX: 0745-82-3900 E-mail: soumu@city.uda.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

